

難病の医療費助成制度について

平成 26 年 5 月に「難病の患者に対する医療等に関する法律（難病法）」が成立し、平成 27 年 1 月 1 日から新たな難病の医療費助成制度がはじまっています。

《 概 要 》

1 医療費助成の対象疾病

医療費助成の対象疾病は、制度開始時（平成 27 年 1 月）には 110 疾病でしたが、順次拡大され、令和元年 7 月 1 日からは 333 疾病が対象になっています。

2 月額自己負担上限額

◆医療費助成における自己負担上限額（月額）

階層区分	階層区分の基準	自己負担限度額（患者負担割合：2割、外来+入院）		
		一般	高額かつ長期※	人工呼吸器等装着者
A	生活保護	—	0	0
B1	低所得Ⅰ	市町村民税 年収 ～80万円	2,500	2,500
B2	低所得Ⅱ	非課税（世帯） 年収 80万円超～	5,000	5,000
C1	一般所得Ⅰ	市町村民税 課税以上 7.1万円未満	10,000	5,000
C2	一般所得Ⅱ	市町村民税 7.1万円以上 25.1万円未満	20,000	10,000
D	上位所得	市町村民税 25.1万円以上	30,000	20,000
入院時の食費		全額自己負担（生活保護受給者は自己負担なし）		

※ 高額かつ長期：月ごとの医療費総額が 5 万円を超える月が年間 6 回以上ある方
（例：医療保険の 2 割負担の場合、医療費の自己負担が 1 万円を超える月が年間 6 回以上）

3 指定医制度

	要件	新規認定に必要な 診断書の作成	更新認定に必要な 診断書の作成
難病指定医	① 診断または治療に 5 年以上従事した経験があり、申請時点において、関係学会の専門医の資格を有していること ② 診断又は治療に 5 年以上従事した経験があり、指定医研修を修了していること。	○	○
協力難病指定医	③ 診断又は治療に 5 年以上従事した経験があり、協力難病指定医研修を修了していること。	×	○

※「指定医」の指定は、5 年ごとの更新制

4 指定医療機関

特定医療費（指定難病）受給制度は、指定医療機関でしか利用することができません。医療機関や薬局が指定医療機関であるかどうかは、その医療機関等の所在する都道府県又は政令指定都市のホームページ等でご確認ください。

5 受給者証と月額自己負担上限額管理票

特定医療費（指定難病）受給者証は、「月額自己負担上限額管理票」と一体化しており、医療機関や薬局、訪問看護ステーション等を利用した際は、かかった医療費や負担された金額を利用した機関に記入してもらい、金額管理することとなっています。

病院や薬局等をご利用の際は、窓口で必ず受給者証をご提示ください。

6 病状の程度が認定基準を満たさない方への優遇措置があります。

病気の症状の程度が、支給認定基準を満たさなかった方（軽症者）でも、月ごとの医療費総額が33,330円を超える月が年間3回以上の方は、医療費助成の対象になります。（例えば医療保険の3割負担の場合、医療費の自己負担が1万円を超える月が年間3回以上）

◆情報検索サイト◆

- ・厚生労働省ホームページ「難病対策」で検索
- ・難病情報センター（サイトのURL <http://www.nanbyou.or.jp/>）
- ・愛媛県ホームページ「難病対策」で検索

◆お問合せ先◆

保健所名	電話番号	管轄する市町
四国中央保健所	0896-23-3360	四国中央市
西条保健所	0897-56-1300	新居浜市、西条市
今治保健所	0898-23-2500	今治市、上島町
中予保健所	089-909-8757	伊予市、東温市、久万高原町、松前町、砥部町
八幡浜保健所	0894-22-4111	八幡浜市、大洲市、西予市、内子町、伊方町
宇和島保健所	0895-22-5211	宇和島市、松野町、鬼北町、愛南町
松山市保健所	089-911-1857	松山市（新規申請のみ）
愛媛県難病医療事務センター	089-926-7707	松山市（新規申請以外）